

# 木質バイオマス事業をめぐる 補助金不正 受給事件 **報告**

グリーンケミカル(株)が事業費を水増しし、補助金不正受給刑事事件に発展した「木質バイオマス活用プラント整備事業」については、市民の皆さんへ心配をおかけし、また、問題解決に時間がかかっており、お詫び申し上げます。

市は不正発覚後、本事業の全てについて調査を実施しており、その結果から今後想定される補助金返還への対応と、市が刑事告訴していた裁判の控訴審(広島高等裁判所)判決がありましたので、その状況をお伝えします。

林業振興課 ☎0824-73-1130

## 1 市が行った全事業調査の結果

グリーンケミカル(株)による補助金の不正受給疑惑が平成23年12月28日に発覚し、市は西本清宏氏(グリーンケミカル(株)代表取締役)と西本徹郎氏(株)ジュオン元代表取締役)がかかわった事業について、不正が確認された粉砕処理設備を含む全ての工事が適正に事業遂行されていたかどうかを確認する必要があると判断し、グリーンケミカル(株)および(株)ジュオンが実施した「地

域バイオマス活用交付金事業」の入札や事業の遂行状況を平成24年1月中旬から調査してきました。

その結果、(株)ジュオンが実施した事業では、補助金で取得した財産を担保に入れるには国と市の承認が必要であるにもかかわらず、リフレッシュハウス東城ボイラ建物に無断で抵当権が設定された事実を確認しました。

さらにグリーンケミカル(株)が実施した木質バイオマス活用プラント整備事業では、11件の機械設備工事のうち5件で、入札偽装、契約前発注、補助

金の他用途への使用など不適正な事実を確認しました。

とりわけ、補助事業費を水増しし、請求が行われた粉砕処理設備工事は、金融機関から融資を受けた2億7000万円を、(株)ジュオン、(株)コスモエースの2社を事業費支払いの流れの中に組み入れ、一旦自社に還流させ2回まわしすることにより、事業費5億3869万円を全額支払ったように偽装し、粉砕処理設備に係る補助金2億5652万円を市から受け取っていました。

また、この資金の2回まわしの中で(株)コスモエースを経由して1億3384万円を自社にキックバックさせ、不当な金銭を收受するという巧妙なものでした。

なお、事件の事実確認を行った際、不当に取得した補助金の使途について、西本清宏氏は自社の運転資金として使ったと発言しました。

また、市が第三者の会社へ委託し施設価格の評価を実施したところ、本事業の事業費9億4645万円(補助金4億5069万円【補助率2分の1】)に対して、適正な事業費は5億9562万円と評価されました。

市は、この調査によるグリーンケミカル(株)の不適正な事業遂行および施設評価から、不適正あるいは不正が行われた部分の補助金額は2億4306万円になると試算しています。(内容は下表のとおり)

(単位：万円)

区分	不適正な補助金額		確認結果
	20年度	21年度	
ウッドオイラー設備設計業務委託および設置工事	-	-	入札偽装・入札願末書の虚偽報告
粉砕処理設備	21,147	2,387	補助対象経費を水増し、契約前発注、不正な資金の支払い、入札偽装・入札願末書の虚偽報告、他用途使用、不具合未改修・虚偽報告
廃木材有効利用プラント設備		121	契約前発注、入札偽装・入札願末書の虚偽報告
油圧ショベルなどの購入	650	-	未承認の財産処分
その他分析機器	1	-	購入価格が不適正
全体	21,798	2,508	
	24,306		

## ●全事業調査の結果

## 2 市が告訴した刑事事件裁判の状況

市は、グリーンケミカル(株)による補助金の不正受給を確認したため、平成24年1月20日、西本清宏氏、西本徹郎氏を補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「補助金適正化法」という。)違反および詐欺罪で告訴しました。その後、両氏は同年3月7日に補助金適正化法違反で逮捕、同年3月27日に起訴され、平成25年3月22日の第1審の刑事裁判判決公判では、両被告人へ懲役2年6月の有罪判決がありました。

これに対し、両被告人は控訴し、平成25年9月26日の第2審(広島高等裁判所)判決公判では、西本清宏被告人へ懲役1年10月、西本徹郎被告人へ懲役1年6月の有罪判決が言い渡されました。

第1審、第2審とも、被告人らの不正行為を認めました。第1審では不正行為と平成20年度に交付を受けた補助金全額3億1420万円に因果関係があるとし、第2審では不正行為があったのは粉砕処理設備のみで、それに対する補助金額は2億5650万円として判決を言い渡しています。

判決に対し、西本徹郎氏は上告(最高裁判所に上訴)せず有罪が確定しましたが、西本清宏氏側は上告を行いました。

## 3 補助金返還と今後の対応

補助事業でこうした不正が行われた以上は、補助金を返還する義務が生じることとなりますが、国は、市が報告している第三者委員会報告書、全事業調査結果の内容および公判の内容結果から検討し、事業の補助事業者である市に対してグリーンケミカル(株)が実施した事業の補助金交付決定の取消と補助金返還命令を行う予定です。

市は国から補助金交付決定の取消と補助金返還命令を受けた後、直ちに間接補助事業者であるグリーンケミカル(株)に対して、補助金交付決定の取消と補助金返還命令を行います。

市から国への補助金返還については、補助金返還命令を期限内(命令日から20日以内)に返還する必要があります。

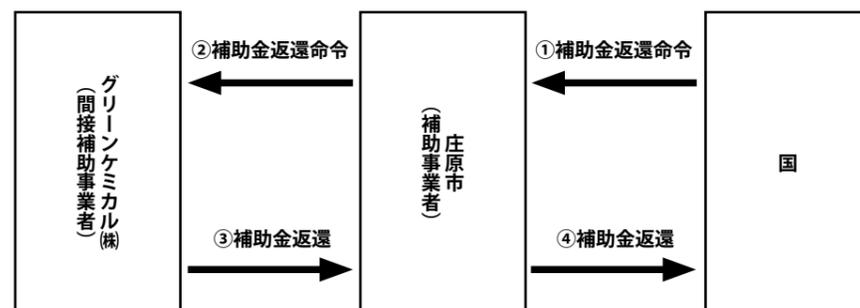
ただし、市がグリーンケミカル(株)に対して補助金返還命令を行っても、同社の無資力などで、不正に受給した補助金が返還されないことも想定されます。

その場合、グリーンケミカル(株)に対する補助金返還命令額は市の債権であることから、保全・回収を図るため、債権者として行う第三者破産申立て(※)を検討していきたいと考えています。

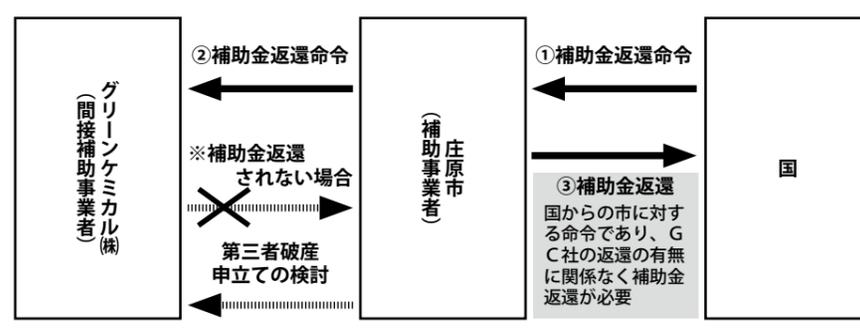
なお、この補助金返還命令額は、今後、国において決定されますが、市

## 【補助金返還命令と返還】

### ケース① (通常の場合)



### ケース② (グリーンケミカル(株)から返還されない場合)



は補助金返還命令額について、本事業で整備された施設を他の企業が本来の目的に沿って有効活用する(補助事業の継続ができる)場合は約2億4306万円、補助事業の継続ができない場合は約4億5069万円と想定しています。

※第三者破産申立てとは、破産状態もしくは支払い不能の会社(ここではグリーンケミカル(株)の全ての財産を破産処理し、弁済を受けることを目的に、当事者ではなく債権者(この場合は市)として裁判所へ破産申し立てを行うこと。破産手続きが開始されると会社名義の財産が処分され、破産管財人が法律に基づく優先順位により債権者に対して配当を行います。